5. 自動車審査部における審査の概要について

自動車審査部長 ※小田 曜作

1. はじめに

新たに自動車を使用するときは道路運送車両法に 基づき、運輸支局等で新規検査を受けることが義務づけられている。この新規検査を効果的、かつ適正に実施して、安全の確保や環境の保全を図るために、自動車等が基準に適合しているかどうかを事前に審査する型式指定制度が設けられている。

自動車審査部は、自動車及び装置に関し、国の行う 型式指定業務の一環として、安全・環境基準への適合 性、燃料消費量の確認等について、公正・中立な立場 で審査を行う我が国唯一の機関である。

審査の過程において基準不適合車を排除し、当該自動車が市場に出回ることを防止することを目的とする厳正な審査と申請者にとって利便性・合理性の高い審査を両立することが従来にも増して求められている中で、自動車審査部では業務実施体制の強化を図るべく、以下の取り組みを行っている。ここでは、平成22年度に実施したものを中心に記載する。

1. 1. 組織運営

審査業務に関する基本的な方針の検討を行うととも に、業務運営に係る総合調整を行うため、審査運営会 議を開催し、審査業務実行状況の把握、審査業務関連 の規程制定、業務評価に係る指標の検討、ユーザーニ ーズに対応した業務改善方策等の策定を行っている。

また、基準の強化、新技術の導入等に対応しつつ自動車等の審査を機動的かつ効率的に実施するため、前年に引き続きスタッフ制のもとで審査の専門分野ごとにグループを編成する体制とし、組織運営の効率化の観点から、基準の新設等による業務量の拡大、新規業務の追加等に応じて適宜柔軟にグループの改編を行っている。

2. 自動車等の審査業務

平成 22 年度における自動車等の審査件数は、自動車3,351型式、装置401型式である。このうち、ハイブリッド自動車に対する審査件数は82型式(新規:7型式、変更:75型式)となっている。

ハイブリッド自動車等の高電圧蓄電池を動力源とした乗用の車両に対しては、平成24年7月1日より通常使用時と衝突時における乗車乗員の感電保護基準が適用となり、当該基準の基準適用日前対応としての申請が平成22年度後半から増えているところである。

また、燃費向上を目的に「アイドリングストップ」を装備する自動車の申請が増加している。この中には、停止する前にアイドリングストップを作動させるものも出てきている。さらに、アイドリングストップの装備と合わせる形でアイドリングストップ時のブレーキ圧低下による坂道での後退を防ぐための「ヒルスタートアシスト」を装備する自動車の申請が見受けられた。

その他、横滑り防止装置 (ESC) やブレーキアシスト (BAS) の基準適用日前の対応として、当該装置を装備する車両の申請が増えているところである。

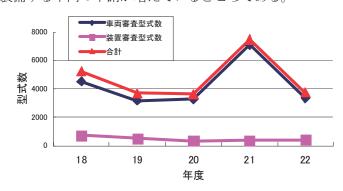


表1 審査件数の推移

試験自動車の大臣認定については、非接触給電システム搭載のプラグインハイブリッド自動車、E10燃料

対応自動車、配光可変前照灯 (ADB) に対して審査を 行った。



図1 非接触給電システム搭載のプラグインハイブ リッド自動車

2. 1. 確実な審査の実施

確実な審査を実施するため、施設の維持管理、職員の研修等により適切な審査体制を保持するとともに、 基準の制定、改正等に対しては、必要に応じて職員の 研修、審査手法の確立、施設の整備等の措置により、 審査体制の整備を行うこととしている。

2. 1. 1. 職員の採用・育成

審査を確実かつ効率的に実施するためには、審査能力の向上は不可欠である。このため、職員の専門性の向上と担当分野の拡大を目的とする研修を行うとともに、審査業務に必要な知識の習得及び各職員の担当する審査項目や範囲をグループ横断的に認定・管理することを目的として、平成18年4月より「自動車審査試験実施能力認定制度」を導入した。

平成 22 年度末現在、認定制度に基づく認定を 258 件与え、管理を行っている。研修の具体的な内容としては、側面衝突試験、座席取り付け、突入防止装置、 ダミー校正等に関する研修を実施した。

また、平成 19 年度から技術者を、長期に渡って審査業務に携わることを前提としたプロパー職員として雇用(中途採用)しており、平成 22 年度には4名のプロパー職員を採用した。これらのプロパー職員は、専門知識及び開発現場等での経験を活かし、審査業務において個人として活躍するとともに、組織全体の技術力の底上げにつながっている。

その他、語学力の習得を目的とする英語研修の実施 や審査部へ新規に配属された職員等に対する研修用 「審査マニュアル」の見直しを行い、審査部業務の全 体概要が容易に理解できるよう、工夫して研修を実施 した。





図2 研修の様子

2. 1. 2. 審査手法の確立

新しく導入・改正された基準に対する審査を実施するためには、審査手法の確立が必要となる。ESC については、試験マニュアル等の策定、実車試験に使用する試験車両の選定及び過去の実車試験結果活用の可否判断等に活用できるシミュレーションの適合性の確認手法を策定した。

また、二輪車の排出ガス測定法(WMTC モード)、特殊自動車の排出ガス測定法(NRTC モード)、ブレーキアシスト等の審査に関しては、試験マニュアル、選定ガイドライン等の策定等審査体制の整備を行った。

2. 1. 3. 施設整備等

自動車審査部において、ESCの実車試験が可能となるよう、走行路の老朽化に対する修繕と合わせて、走行路試験路の大R部を改修し、試験路面の範囲拡大を実施するとともに、実車試験に使用するステアリングロボットを導入した。

また施設の維持管理として、排出ガス試験、乗員保護試験、騒音試験、ブレーキ試験等に係る試験機器の 定期点検整備、機器等の校正を適宜、実施している。



図3 走行路試験路大R部の改修工事

2. 1. 4. 新技術への対応

プラグイン・ハイブリッド (PHEV)、配光可変型前 照灯を搭載した自動車の審査においては、研究部門と 自動車審査部との共同チームを結成し、研究者の知見 を活かしながら申請内容を検討する等の審査を行っ た。このように、基準策定支援研究を行う研究部門と の連携を図ることにより新技術への対応を行ってい る。

2. 1. 5. 自動車試験場の人員の活用

自動車試験場の技術補助員(契約職員)の採用により、自動車試験場の試験実施能力の強化を図っており、灯火器、運行記録計等の装置の審査や燃費・ガス関係の試験等を自動車試験場において審査業務が行えるよう体制を整備し、試験を実施するなど、効率的な業務の実施に努めている。

2. 1. 6. 海外の審査機関との連携・協力

国際基準として導入された基準の審査方法等についての情報提供・収集、解釈の確認等を行うため、V CA、TUV-SUD等の外国試験機関との会合を設け、連携・協力できる関係を構築している。

2. 2. 審査の合理化と申請者の利便性向上

審査方法の合理化として、平成18年度に創設した「先行受託試験(車両の型式指定申請等(本申請)に 先立って、技術基準に規定する試験を行い、当該試験 データを本申請時の審査に活用できるようにする制度)」を活用し、型式指定等の申請スケジュールに縛られない、開発スケジュールに合わせた柔軟な試験スケジュールでの試験実施を行うとともに、複数の試験を同一の試験車で実施することによる試験車両数の削減や、審査業務量の平準化を行った。平成22年度の 実績は64件(試験実績170件)となっている。

また、申請者への利便性向上としては、申請者ニーズを踏まえて、審査・試験スケジュールのより柔軟な対応、試験作業環境の改善を目的とした空調設備の整備、労働安全の観点から排出ガス試験施設内の防護柵の設置等を実施した。その他、審査部ネットについては、情報提供を充実させるとともに、システムの柔軟性を向上させることにより、申請者の利便性の向上と業務の効率化に資するものに再構築した。

2. 3. 審査業務の国際化への対応

2. 3. 1. 国際基準認証調和活動

認証審査業務から得られた知見等を活用し、我が国の国際基準認証調和活動に貢献するため、JASIC 国内対応会議への継続的な参加、国土交通省への技術的な助言等を行っている。GRPE及びGRRFにおいては、国連の会議にも継続的に参加しており、現地での技術的な助言を実施するほか、将来日本に導入される基準に係る情報収集、他国の専門家との恒久的なネットワークの形成に努めている。

2. 3. 2. アジア諸国への支援

国際的に調和のとれた基準や認証制度の導入をアジア諸国において促進することを目的に国土交通省等が主催したアジア専門家会議(マレーシア、インドネシアで開催)に講師を派遣し、政府関係者及び業界関係者に対して、乗用車及び二輪の制動装置の審査方法について講演を行うなどの支援を行っている。

また、来日したアジア諸国の審査機関等に対して、 試験場の施設・設備見学を受け入れるとともに、審査 方法を説明する等、当該審査機関等の審査能力向上に 貢献している。



図4 アジア専門家会議における講演

3. 今後の自動車審査部について

3. 1. 第3期中期計画

今年度からの5カ年の中期目標を達成するために、第3期中期計画を定めた。自動車審査部においては、自動車に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全に引き続き貢献すること、高度化・複雑化する自動車の新技術等や新たな国際枠組みに確実に対応し、我が国技術の海外展開支援等の観点から企業がより国際

的な活動をしやすい環境を作り出していくため、業務 実施体制の更なる強化を進めることとしている。

自動車審査部においては、中期計画に規定した事項を着実に実施していく所存である。

3. 2. 自動車基準認証国際化行動計画

国土交通省において、今後も、我が国自動車メーカー等が世界で活躍できるようにするためには、日本の基準を国際標準化することが重要であるとの認識のもと、今後の国際化戦略が「自動車基準認証国際化行動計画」として取りまとめられた。

この中で、自動車審査部には、高い技術力に裏打ちされた国際的に発言力を有する審査機関として、リーダーシップを発揮していくことが期待されており、そのためには、①基準策定活動との連携強化、②審査官の専門性の深化等による組織の技術力の強化・蓄積、③多国間認証に対応した基準・認証制度の整備、④申請関係窓口の一本化等による高い利便性の実現、⑤人的、技術的、制度的、経営的観点からの持続可能性の確保が重要であるとされている。

これを受けて、自動車審査部においても、あるべき 審査機関の確立のために必要な検討を行っていく予 定である。

4. まとめ

近年、複雑で高度な新技術の導入、ハイブリッド車 等次世代自動車の普及が進むほか、安全・環境基準の 強化や国際基準調和の進展等に伴って、審査に必要と なる知識・技術レベルが高まっている。

このような中で審査を確実に実施するため、今後とも、適切な審査体制の保持・整備、技術職員の育成・配置、技術力の強化・蓄積、研究部門及びリコール技術検証部門との連携強化等に努めるとともに、審査の合理化、申請者の利便性向上に努めて参りたい。